

一般財団法人 豊田市水道サービス協会

定 款

一般財団法人 豊田市水道サービス協会

定 款

目 次

第1章	総 則	(第 1 条 ～ 第 2 条)
第2章	目的及び事業	(第 3 条 ～ 第 4 条)
第3章	財産及び会計	(第 5 条 ～ 第10条)
第4章	評 議 員	(第11条 ～ 第14条)
第5章	評 議 員 会	(第15条 ～ 第22条)
第6章	役 員	(第23条 ～ 第30条)
第7章	理 事 会	(第31条 ～ 第38条)
第8章	定款の変更及び解散	(第39条 ～ 第42条)
第9章	情報公開及び個人情報の保護	(第43条 ～ 第44条)
第10章	公 告 の 方 法	(第45条)
第11章	事 務 局	(第46条)
第12章	補 則	(第47条)

一般財団法人豊田市水道サービス協会定款

(平成24年10月3日)
変更(令和8年6月23日)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人豊田市水道サービス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊田市内における水道事業の合理的な運営と安定した水道供給に積極的に協力し、公衆衛生の向上を図り、市民サービスの充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査及び啓発に関する事業
- (2) 水道漏水防止に関する事業
- (3) 水道施設の維持管理に関する事業
- (4) 水道事業に関する工事等の事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、豊田市内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会が別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第7条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）活動計算書

（5）貸借対照表及び活動計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告書をこの法人の主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款については、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員に対して、日ごとに一人日額10,000円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、活動計算書及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る

場合及び理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された者2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって法人法上に規定する代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条で準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が理事会を招集

すること。

(5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第30条の責任の免除

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事が記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 理事長が欠席した場合には、出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散
(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、豊田市に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を配置する。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第24条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事（理事長）は、鈴木善實とする。

4 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川 尚人

澤田 恵美子

篠田 仁志

福岡 陸昭

横地 清明

土居 友二

附 則（令和8年6月23日）

1 この定款の変更は、議決の日から施行する。

2 変更後の一般財団法人豊田市水道サービス協会定款は、令和8年4月1日から適用する。